

一般財団法人 八島花文化財団
定 款

一般財団法人八島花文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人八島花文化財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、東京都墨田区北部(向島地域)の歴史風土に基づく独自の生活文化を未来へと承継するため、土地・建物・美術品などの地域資源の価値や魅力を創出・向上し、ハードとソフトの両面から地域の持続性に寄与・貢献することを目的とする。

当法人は前述の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 地域資源の保有・管理・運用に関わる事業
- 2 地域資源の価値や魅力の創出・向上に関わる事業
- 3 生活文化を担う人材育成に関わる事業
- 4 前各号に掲げる事業における支援・助成に関わる事業
- 5 そのほか当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 設立者 阿部義栄
現金 | 金100,000円 |
| (2) 設立者 井上佳洋
現金 | 金100,000円 |
| (3) 設立者 大垣昌之
現金 | 金100,000円 |

- (4) 設立者 大久保勝仁
(美術品_平面作品)
作品名 湯船に浮かぶ蜃気楼
製作者 矢野ミチル
制作時期 2022年
価 額 金100,000円
- (5) 設立者 小野志門
(美術品_立体作品)
作品名 東京型屋
製作者 セカイ
制作時期 2020年
価 額 金200,000円
- (6) 設立者 加藤和代
現 金 金100,000円
- (7) 設立者 佐原滋元
(工芸品_和菓子木型)
製作者 不明
製造番号 1950-003,008,019,045,065,077,078,105,106,117
制作時期 1950年
価 額 金100,000円
- (8) 設立者 浜野慶一
現 金 金100,000円
- (9) 設立者 廣瀬秀勝
(美術品_立体作品)
作品名 DEAD OR ALIVE
製作者 ヒロセガイ
制作時期 2020年
価 額 金500,000円
- (10) 設立者 本多信悟
現 金 金300,000円
- (11) 設立者 松村拓也
現 金 金100,000円
- (12) 設立者 宮園英一
現 金 金200,000円
- (13) 設立者 山本俊哉
現 金 金100,000円

(14) 設立者 暇と梅爺株式会社

(土地)

所 在 東京都墨田区京島二丁目

地 番 108番4

地 目 宅地

地 積 34.40平方メートル

価 額 金1,000,000円

(15) 設立者 八島花文化財団準備室

代表 後藤大輝

現 金 金812,979円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第8条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

第2節 評議員会

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第16条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第17条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 代表理事は、議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第31条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第5章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第33条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附 則

(設立時の評議員)

第35条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 佐原滋元 阿部義栄 山本俊哉 浜野慶一

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	後藤大輝 加藤和代 小野志門 大久保勝仁 宮嶋雛衣
設立時代表理事	後藤大輝
設立時監事	松村拓也

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立者の氏名又は名称及び住所)

第38条 設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都墨田区京島三丁目51番14号
阿部義栄

東京都足立区足立四丁目19番3-401号
井上佳洋

東京都墨田区石原四丁目2番1-801号
大垣昌之

東京都墨田区京島三丁目10番10号
大久保勝仁

東京都江東区清澄三丁目1番9号ジャルダン清澄401
小野志門

東京都墨田区京島三丁目35番5号
加藤和代

東京都墨田区東向島三丁目31番3号
佐原滋元

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南四丁目2番14号
浜野慶一

兵庫県相生市矢野町菅谷111番地
廣瀬秀勝

東京都墨田区八広四丁目24番14号
本多信悟

東京都世田谷区砧六丁目27番19号笑恵館202
松村拓也

東京都墨田区文花三丁目18番15-211号アデニウム押上
宮園英一

千葉県市川市須和田二丁目11番11号
山本俊哉

東京都墨田区京島三丁目60番5号
暇と梅爺株式会社
代表取締役 後藤大輝

東京都墨田区京島三丁目60番5号
八島花文化財団準備室
代表 後藤大輝

(法令の準拠)

第39条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人八島花文化財団設立のため、設立者阿部義栄、同井上佳洋、同大垣昌之、同大久保勝仁、同小野志門、同加藤和代、同佐原滋元、同浜野慶一、同廣瀬秀勝、同本多信悟、同松村拓也、同宮園英一、及び山本俊哉の定款作成代理人、暇と梅爺株式会社代表取締役兼八島花文化財団準備室代表後藤大輝は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年12月18日

設立者阿部義栄、同井上佳洋、同大垣昌之、同大久保勝仁、同小野志門、同加藤和代、同佐原滋元、同浜野慶一、同廣瀬秀勝、同本多信悟、同松村拓也、同宮園英一、同山本俊哉の定款作成代理人

設立者 暇と梅爺株式会社 代表取締役
設立者 八島花文化財団準備室 代表

後藤 大輝